

「令和8年度 民間事業者を活用した課外学習支援事業（鶴見区）」

事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

募 集 要 項

第1章	業務内容に関する事項	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
第2章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・・・・・・・・	P 5
第3章	選定について	・・・・・・・・・・・・	P 8
第4章	その他事項について	・・・・・・・・・・・・	P 10
別表①	実施場所		
別表②	事業実施日及び時間		
別表③	事業実施場所における設備		
別表④	事業の広報		

令和7年11月

大阪市鶴見区役所 市民協働課（教育）

第1章 業務内容に関する事項

1 事業目的と概要

本事業は、鶴見区内の中学生及び小学5年・6年生を対象に、子どもの習熟に応じたきめ細やかな学習を実施し、基礎学力の向上及び学習習慣の定着を図るため、課外学習会（鶴見区）を実施する事業です。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

2 基本条件・事業の実施方針

各学年、各児童・生徒の習熟度に合わせた教材作りや課外学習会内容とし、子どもの習熟に応じた基礎学力向上及び学習習慣の定着に資する実施内容としてください。

実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（習い事・塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、利用者の塾代負担の軽減を図ります。

事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講生に還元できるよう、受講料月額10,000円の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

3 業務の範囲

(1) 業務の名称

「令和8年度 民間事業者を活用した課外学習支援事業（鶴見区）」

(2) 事業実施期間

協定締結日～令和9年3月31日

(3) 課外学習会開講期間

中学生：令和8年4月から令和9年3月31日

小学生：令和8年4月から令和9年3月31日

（榎本小学校・今津小学校・鶴見南小学校・茨田小学校・焼野小学校）

令和8年5月から令和9年3月31日

（茨田南小学校・茨田西小学校 ※令和8年度より新規）

※各校における無料体験会日及び開講日については、事前に本市担当者等と打合せのうえ決定すること。

(4) 実施場所

別表①「(4) 実施場所」を参照

(5) 事業の内容等

別紙1「課外学習支援事業方針（鶴見区）」のとおりとします。

4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、次の条件を遵守してください。

(1) 事業実施日及び時間

別表②「(1) 事業実施日及び時間」を参照

(2) 本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（黒板、机、いす等）を無償提供（貸与）しますが、その範囲は本市と相談のうえ決定します。

イ 事業実施場所における設備について

別表③「イ 事業実施場所における設備」を参照

(3) 経費の負担

ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費、光熱費、通信費、交通費、保険料等のすべての経費は事業者の負担とします。

感染症予防対策に必要な消耗品費も同様の取扱いとし、また、本件業務にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。（保険の適用範囲については、受講者の自宅から事業実施場所までの行き帰りを含めるものとします。）

イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。

ウ 業務を遂行するために必要となる経費について市は一切の費用を負担しません。

(4) 受講料の支払いについて

受講生から支払いを受けてください。支払方法については、各事業者の方法によるものとします。

大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（習い事・塾代助成カード）で支払いを受ける場合は、大阪市習い事・塾代助成事業の制度に基づき支払いを受けてください。

(5) 事業実施上の制限

ア 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持保存しなければなりません。

イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。

ウ 事業者は、事業実施場所について原状回復ができない変更をしてはなりません。

(6) 事業実施の取消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消し又は変更をすることが

あります。

- ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。
- イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
- ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき。
- エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

(7) 原状回復

- ア 事業実施を取り消した時又は事業実施期間満了後に継続して事業を実施しない時、事業者は本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。
ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。
- イ 事業者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

(8) 損害賠償

- ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません。（本事業に係るリスクに対応する損害保険には必ず加入しておくこと。）
ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。
- イ 前号に定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(9) 実地調査等

本市は、事業実施物件について、隨時実地調査を行い、その維持又は使用に関して指示することができます。

(10) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ア 公共又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消した場合においては、事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。
- イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費及び修繕費等の必要費並びにその他の費用を請求しないものとします。

(11) 資料・報告書の提出

- ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出するものとします。
- イ その他、本市において必要と認めた場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(12) 事業の広報

受講者募集に係るチラシの作成・印刷及び配付については、事業者が行ってください。なお、チラシのデザインや配付日程等については、事前に本市担当者と協議のうえ作成してください。

別表④「(12) つるみ塾『募集チラシ』等の作成部数等予定一覧表」を参照

(13) 個人情報関係法令の遵守

事業実施にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和7年2月26日制定）を含め、個人情報の取扱いに係る関係法令及び関係規程を遵守してください。

(14) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

応募資格については、次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

エ 納税義務者にあっては、直近1か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

カ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。

また、企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、登録することができる見込みである事業者については、別紙3「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、別紙2「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び別紙3「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意し、これを遵守すること。

キ 実施事業者として選定された場合、別紙3「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り、令和8年4月の事業開始に対応できるよう、当該事業実施者として事業実施のために必要な登録申請を速やかに行うこと。

2 スケジュール

(1) 公募・質問受付開始	令和7年11月4日（火）
(2) 質問受付締切	令和7年11月14日（金）
(3) 質問回答	令和7年11月21日（金）
(4) 提出書類の提出期限	令和7年12月5日（金）
(5) プレゼンテーション審査	令和7年12月24日（水）
(6) 選定結果通知	令和8年1月5日（月）予定
(7) 協定締結日	令和8年2月中旬

3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日には行いません。

なお、申請書類等については、大阪市ホームページからダウンロードしてください。

(トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）>プロポーザル方式等発注案件>プロポーザル方式等発注案件一覧（鶴見区）へ掲載予定)

(1) 申請書類等の提出など

ア 受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年12月5日（金）

午前9時～正午及び午後1時～午後5時

※申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、下記「エ 提出先」に記載の担当あて、書留等の送付履歴がわかるものにより送付してください。

イ 提出書類

応募する団体は、次の必要書類を提出してください。

「④ 企画提案書（様式第5号）」のみ正1部、副7部（副は複写可）の計8部提出してください。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副7部には記載しないとともに、他に事業者を推定できる部分（事業者の商号又は名称、代表者氏名など）があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、

⑥～⑩は省略可能

【必要書類】

- ① 参加申請書（様式第1－1号または1－2号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 法人又は団体の概要（様式第3号）
- ④ 企画提案書（様式第5号）

【企画提案書は任意の様式でも可能です。また、枚数の制限もありません。】

※下記「ウ 企画提案書の内容」にご留意のうえ作成ください。

- ⑤ 大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録受理決定通知書（写し）
(「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録済の場合)
- ⑥ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前から3か月以内に発行：写し可）
(登記事項証明書の場合は、「履歴事項証明書」の全部事項証明書)

※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し、直近の法人税納税証明書（その2）を提出してください。

ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）（e-Taxで行っている場合は、収益事業開始届の受信通知の受付番号・受付日時が記載されているもの）を提出してください。

- ⑦ 直近1か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か

- 月以内に発行のもの：写し可）（税務署の様式その3、またはその3の3様式）非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- ⑧ 直近1か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの：写し可）非課税の場合は、その旨を記載した理由書
- ⑨ 直近の貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表または令和6年分の所得税確定申告書
- ⑩ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの：写し不可）

ウ 企画提案書の内容

- (ア) 本事業に対する考え方
- (イ) 業務実施体制及び内容
(講師の配置体制、人材確保、基礎学力を向上させる具体的な方法、学習習慣定着の方法、スケジュール、受講者募集方法、教材の内容、ＩＣＴを活用した学習機会の提供方法・内容等)
- (ウ) 危機管理体制について
(個人情報の取扱い方法、災害・事故等の緊急事態を想定した危機管理体制について記載してください。)
- (エ) 提案のセールスポイント
- (オ) 過去3年間の類似業務・実績
(具体的に他の教室で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを記載したうえで、受講者の負担が軽減されていることが把握でき、本事業の提案内容と比較できるようにすること。)
- (カ) 本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）※税込みで記載
※ 提出できる案は、1案のみとします。

エ 提出先

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号
鶴見区役所市民協働課（教育） 4階43番窓口

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和7年11月4日（火）～令和7年11月14日（金）

イ 提出方法

「質問票（様式第4号）」に記載のうえ、tr0011@city.osaka.lg.jpまでEメールにて提出してください。（電話や口頭での質問は受け付けません。）

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年11月21日（金）までに大阪市ホームページにて公開します。

第3章 選定について

1 審査・選定

(1) 選定基準

- 次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。
- ア 業務目的及び内容の理解度、業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢【10点】
 - イ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性【50点】
 - ウ 危機管理体制について【10点】
 - エ 類似事業の豊富さ及び運営基盤【20点】
 - オ 費用積算根拠の妥当性・効率性【10点】

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「本件審査」という。)を実施します。

本件審査は、学識経験者等で構成する「民間事業者を活用した課外学習支援事業(鶴見区)協定締結事業者選定会議」が前記(1)に基づき、書面による審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

ただし、各選定委員の評価の平均点が、前記(1)ア～オの各項目の60%を満たない場合は、選定対象外とします。

また、評価点の最も高い提案者が複数の場合は、前記(1)「イ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性」の得点が高い者を協定締結予定事業者とします。

さらに、前記(1)「イ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性」の得点が同点であった場合は、前記(1)「ア 業務目的及び内容の理解度、業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢」の得点が高い者を協定締結予定事業者とします。

それでも、得点が同点であった場合は、くじ引きとします。

なお本件審査は非公開とし審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プrezentation審査

ア 実施日時

令和7年12月24日（水）

※ 詳細は、「参加申請書（様式第1-1号又は1-2号）」に記載のEメールあて、別途通知します。

イ 実施場所

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 鶴見区役所内会議室

ウ 出席人数

1団体につき、3名までとします。

エ 内容・方法等

「第2章3 応募手続き等に関する事項(1)」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行っていただきます。その際には、資料の追加・変更は認められず、プロジェクト等での資料投影は不可とします。

また、1団体あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とします。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかにすべての参加者にEメールあて通知し、併せてホームページに掲載します。

第4章 その他事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書を含む申請書類等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された申請書類等は、「大阪市情報公開条例（令和7年2月26日改正）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類は返却しません。
- (4) 提出された申請書類等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。
- (6) 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、本市と協議をしながら方針等の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

2 協定に関する事項

- (1) 事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、本件審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に協定交渉を行うことができるものとします。
ただし、各選定委員の評価平均点が、選定基準の各項目 60%を満たない者は除く。
- (2) 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による協定業務の執行は行いません。
上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。

3 提出先・問合せ先

〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

大阪市鶴見区役所 市民協働課（教育） 担当：黒田・坂井

電話：06-6915-9734 FAX：06-6913-6235 Eメール：tr0011@city.osaka.lg.jp

3 業務の範囲

(4) 実施場所

ア 中学生対象

	茨田北中学校	今津中学校	横堤中学校
実施場所	図書室（3階）	多目的室（4階）	第1学習室（1階）
住所（鶴見区）	茨田大宮1丁目1番31号	今津中1丁目3番55号	横堤1丁目11番27号
使用可能面積	96m ²	127m ²	64m ²
使用料	全額免除（ただし、光熱費除く）		
光熱費 (月額目安)	約1,400円	約1,300円	約800円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費は月20時間程度使用の場合で、過去の実績からの試算です。 ・光熱費の高騰に伴い、変動する場合があります。 ・講師が従事する際の駐輪場（自転車以外は不可）はあり。 		

イ 小学生対象

	榎本小学校	今津小学校	鶴見南小学校	茨田小学校	焼野小学校
実施場所	習熟度教室（1階）	図書室（2階）	図書室（2階）	図書室（3階）	会議室（1階）
実施場所住所	今津北1丁目5番35号	今津中4丁目1番48号	鶴見2丁目17番22号	安田2丁目1番8号	焼野1丁目3番44号
使用可能面積	64m ²	80m ²	137m ²	160m ²	64m ²
使用料	全額免除（ただし、光熱費除く）				
光熱費 (月額目安)	約1,000円	約1,000円	約1,000円	約700円	約1,000円

	茨田南小学校	茨田西小学校	—	
実施場所	図書室（3階）	第1図書室（2階）	—	
実施場所住所	諸口1丁目3番71号	横堤5丁目13番61号		
使用可能面積	150m ²	80m ²		
使用料	全額免除（ただし、光熱費除く）			
光熱費 (月額目安)	約1,000円	約1,000円		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費は月8時間程度使用の場合で、過去の実績からの試算です。（茨田南小・茨田西小は、令和8年度からの実施のため過去の実績ではございません。） ・光熱費の高騰に伴い、変動する場合があります。 ・講師が従事する際の駐輪場（自転車以外は不可）はあり。 			

別表①

4 事業実施条件等に関する事項について

(1) 事業実施日及び時間

ア 中学生対象

	茨田北中学校	今津中学校	横堤中学校
回数	週2日		
開催基本曜日	月・木	火・金	水・金
基本開講時間	19時00分	19時00分	19時00分
準備・後片付け時間 (使用可能時間)	18時00分～21時30分	18時00分～21時30分	18時00分～21時30分

イ 小学生対象

	榎本小学校	今津小学校	鶴見南小学校	茨田小学校	焼野小学校
回数	週2日				
開催基本曜日	火・金	火・金	水・金	火・金	月・木
基本開講時間	15時45分	15時45分	14時45分	15時45分	15時50分
準備・後片付け時間 (使用可能時間)	15時25分～17時00分	15時30分～17時00分	14時30分～16時00分	15時25分～17時00分	15時30分～17時00分

	茨田南小学校	茨田西小学校	—
回数	週2日		—
開催基本曜日	水・金	火・金	
基本開講時間	(水) 14:50 (金) 15:45	15時40分	
準備・後片付け時間 (使用可能時間)	14時30分～17時00分	15時20分～17時00分	

ウ 共通の留意事項

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての会場とも、開講の15～20分前までに開講準備に着手すること。 ・各会場単体での運営ではなく、10会場まとめての事業運営とすること。 ・事業者は、予め本市担当者等と協議のうえ、開講する曜日・時間帯等を定めた事業実施計画書を作成して、本事業を開始すること。事業実施計画書を変更する必要がある場合は、事前に本市担当者等に報告したうえで、調整すること。 ・その他想定される緊急時・災害時においては、上記に関わらず、実施場所の使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応すること。
------	--

4 事業実施条件等に関する事項について

(2) 本市から提供する備品・設備等

イ 事業実施場所における設備

・中学校

	茨田北中学校	今津中学校	横堤中学校
使用可能設備	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板 1 枚 ・3人掛けの机 8 台 ・椅子 24 脚 ・スリッパ ・準備室の鍵付きキャビネット 1 台 ・鍵無しキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板 1 枚 ・2人掛けの机 20 台 ・椅子 40 脚 ・スリッパ ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 ・エレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板 1 枚 ・1人掛けの机 34 台 ・椅子 34 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台

・小学校

	榎本小学校	今津小学校	鶴見南小学校	茨田小学校	焼野小学校
使用可能設備	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板 1 枚 ・1人掛けの机 30 台 ・椅子 30 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・6人掛けの机 6 台 ・椅子 40 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード 1 枚 ・6人掛けの机 8 台 ・椅子 52 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボード 1 枚 ・6人掛けの机 16 台 ・椅子 36 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒板 1 枚 ・3人掛けの机 9 台 ・椅子 27 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台

	茨田南小学校	茨田西小学校	—
使用可能設備	<ul style="list-style-type: none"> ・6人掛けの机 8 台 ・椅子 40 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・6人掛けの机 7 台 ・椅子 42 脚 ・鍵付きキャビネット（備品類保管用） 1 台 	—

・共通事項

共通事項	<ul style="list-style-type: none">・空調（冷暖房）は、必要に応じて使用可能です。・机等、移動させて使用する場合等は、必ず退出時に原状復帰すること。・教材を印刷するためのコピー機等を利用することはできません。ただし、事業者所有のプリンター等を持ち込むことはできます。・学校の消耗品（チョーク・マーカー）等は使用できませんので、授業で使用するチョーク類は事業者において用意すること。・ごみが出た場合は、学校のごみ捨て場は利用できません。必ず事業者が持ち帰り、処分すること。・事業実施中は基本的に本市職員の立会いはありません。事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠並びに設備の管理は事業者の責任において行うこと。
------	---

4 事業実施条件等に関する事項について

別表④

(12) 事業の広報

「令和8年度 つるみ塾『募集チラシ』等の作成部数等予定一覧表」

	事前周知チラシ	募集チラシ			
		納品期限：3／2（月）	納品期限：4／6（月）	納品期限：2／16（月）	納品期限：2／16（月）
橋本小	小学生用チラシ (茨田南小・茨田西小)	小学生用チラシ (茨田南小・茨田西小)	小学生用チラシ (橋本小・今津小・鶴見南小・茨田小・焼野小)	中学生用チラシ (茨田北中・今津中・横堤中)	
	新小1（現小4）	—	—	5クラス：200部	—
	新小2（現小5）	—	—	5クラス：200部	—
	新中1（現小6）	—	—	—	5クラス：200部
	教職員用	—	—	10部	10部
茨田南小	新小1（現小4）	3クラス：120部	3クラス：120部	—	—
	新小2（現小5）	3クラス：120部	3クラス：120部	—	—
	新中1（現小6）	—	—	—	2クラス：80部
	教職員用	10部	10部	—	10部
茨田北小	新中1（現小6）	—	—	—	3クラス：120部
	教職員用	—	—	—	10部
鶴見小	新中1（現小6）	—	—	—	2クラス：80部
	教職員用	—	—	—	10部
今津小	新小1（現小4）	—	—	3クラス：120部	—
	新小2（現小5）	—	—	3クラス：120部	—
	新中1（現小6）	—	—	—	3クラス：120部
	教職員用	—	—	10部	10部
茨田東小	新中1（現小6）	—	—	—	2クラス：80部
	教職員用	—	—	—	10部
茨田西小	新小1（現小4）	4クラス：160部	4クラス：160部	—	—
	新小2（現小5）	4クラス：160部	4クラス：160部	—	—
	新中1（現小6）	—	—	—	4クラス：160部
	教職員用	10部	10部	—	10部
横堤小	新中1（現小6）	—	—	—	4クラス：160部
	教職員用	—	—	—	10部
みどり小	新中1（現小6）	—	—	—	4クラス：160部
	教職員用	—	—	—	10部
鶴見南小	新小1（現小4）	—	—	3クラス：120部	—
	新小2（現小5）	—	—	2クラス：80部	—
	新中1（現小6）	—	—	—	4クラス：160部
	教職員用	—	—	10部	10部
茨田小	新小1（現小4）	—	—	2クラス：80部	—
	新小2（現小5）	—	—	2クラス：80部	—
	新中1（現小6）	—	—	—	2クラス：80部
	教職員用	—	—	10部	10部
焼野小	新小1（現小4）	—	—	2クラス：80部	—
	新小2（現小5）	—	—	2クラス：80部	—
	新中1（現小6）	—	—	—	2クラス：80部
	教職員用	—	—	10部	10部
茨田中	新中2（現中1）	—	—	—	6クラス：240部
	新中3（現中2）	—	—	—	6クラス：240部
	教職員用	—	—	—	10部
緑中	新中2（現中1）	—	—	—	7クラス：280部
	新中3（現中2）	—	—	—	8クラス：320部
	教職員用	—	—	—	10部
茨田北中	新中2（現中1）	—	—	—	5クラス：200部
	新中3（現中2）	—	—	—	4クラス：160部
	教職員用	—	—	—	10部
今津中	新中2（現中1）	—	—	—	6クラス：240部
	新中3（現中2）	—	—	—	6クラス：240部
	教職員用	—	—	—	10部
横堤中	新中2（現中1）	—	—	—	2クラス：80部
	新中3（現中2）	—	—	—	3クラス：120部
	教職員用	—	—	—	10部
区役所	—	80部	80部	80部	80部
	合計	660部	660部	1,290部	3,850部

※児童生徒分1束40部、教職員分1束10部とし、学年・クラス及び教職員用を明記すること。（例）4年1組（40枚）、5年2組（40枚）、教職員用（10枚）

※納品時期によって、学年・クラスの明記に注意すること。（例）4月については新学年の標記で、5年1組（40枚）、6年2組（40枚）など

※「事前周知チラシ」納品予定期限：令和8年3月2日（月）

※「募集チラシ」納品予定期限：茨田南小・茨田西小は令和8年4月6日（月）、橋本小ほか7校は令和8年2月16日（月）